

あじす

2005
1/20

お知らせ版



阿知須町イメージキャラクター
「コッコちゃん」



昭和32年頃の節分

上は、昭和32年頃の阿知須のある家庭で、袴をはいた子供が、節分の豆まきをしている写真です。

節分とは、立春・立夏・立秋・立冬の季節の移り変わる日の前日という意味ですが、主に立春の前日を言うようになっています。

豆まきは、本来この日に行う神事儀礼の一つで、「鬼は外、福は内」と一家の主や年男がかけ声2回、各部屋を回り、その日の夕方に煎って神棚にお供えしておいた大豆をまきます。その後豆を年の数だけ、または1つ多く食べて「今年も無事でまめに過ごせますように」とお祈りすると、1年の無病息災が約束されるといいます。

下は、昨年のあじす保育園での豆まきです。

節
分



昨年の節分

確定
申告

町県民税・所得税の 申告はお早めに

2月16日(水)～3月15日(火)

■平成十六年中の所得金額

所得税の申告を
しなければならない人

◆収支内訳書(農業
収支・不動産収支・
営業収支など)は、
ご自分で作成してく
ださい。

提出用の申告書
は、ご自分ですべ
て記入できる人以
外は、何も記入し
ないで会場にお持
ちください。

町では、町県民
税と所得税の申告
相談を二月十六日
から三月十五日ま
での期間受け付け
ます。

提出用の申告書

町では、町県民

の合計額が、所得控除の合
計額を超える人

■給与所得者で、

①給与の年収が二千万円を超
える人

②一か所から給与を受けてい
る人で、給与所得や退職所
得以外の所得の合計額が二
十万円を超える人

③二か所以上から給与を受け
ている人で、従たる給与の
収入と②の合計が二十万円
を超える人

④同族会社の役員などで、そ
の法人から貸付金の利子や
不動産の賃貸料などを受け
取った人

⑤源泉徴収されていない給与
を受けている人

⑥土地、建物などを譲渡した
人

⑦国民健康保険の被保険者で、
平成十七年一月一日以降に
阿知須町に転入した人

⑧扶養親族の扶養費、地方消費税
の申告をする必要はありません。

⑨事業(農業を含む)、配当、

不動産などの所得がある人
■給与所得のほかに地代・家
賃などの不動産や農業、配
当などの所得がある人(町
県民税では、所得が二十万
円以下であっても必ず申告
しなければなりません。)

③給与所得者で、年の途中に
会社をやめた人

④給与所得または公的年金の
所得のみの人で、社会保険
料、生命・損害保険料、医
療費などの控除を受けよう
とする人

⑤国民健康保険の被保険者で、
平成十七年一月一日以降に
阿知須町に転入した人

⑥土地、建物などを譲渡した
人

⑦国民健康保険の被保険者で、
平成十七年一月一日以降に
阿知須町に転入した人

⑧扶養親族の扶養費、地方消費税
の申告をする必要はありません。

⑨事業(農業を含む)、配当、

農業所得の計算方法に
ご注意を

平成十六年分の確定申告か
ら農業所得の計算方法が、す
べて収支計算(収入から必要
経費を差し引く)となります。

昨年までの農業所得標準
(反当たりいくらかという簡単な
計算)で農業所得を計算され
ていた人も、今年から収支計
算となります。これに該当す
る人は、収支内訳書を作成し
て申告の際にご持参ください。
収支内訳書が必要な人は、町
税務課にお越しください。

国税庁確定申告サイトオープン
確定申告をサポートするお役立ちサイトです。さあ、あなたも今すぐアクセス
www.nta.go.jp



確定申告

所得税・贈与税・事業税・住民税 個人事業者の消費税・地方消費税
3月15日(火)まで 3月31日(木)まで
○申込と納税は期限内に、○納税は使用を終了後で。

◎軽減税率・減・市町村

国民健康保険の 被保険者は必ず申告を

国民健康保険の被保険者は、申告をされないと保険税の軽減や入院食事代の減額ができなくなる場合があります。

収入が無い場合でも、必ず申告してください。

所得税の確定申告に 必要な書類

- 印かん（納税となる人は、銀行の届出印）
- 給与所得や公的年金等の源泉徴収票など平成十六年中の収入がわかる書類、帳簿
- 社会保険料、生命保険料、損害保険料などの控除証明書
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳などを受けている人はその手帳
- 医療費や寄付金の領収書などその他、所得計算に必要な書類

還付申告は 二月十四日から

■ 還付を受けるための銀行などで受け付けます。
早めに申告をして払い戻しを受けるようにしましょう。

問い合わせ

■ 所得税・贈与税・消費税・地方消費税に関すること

■ 申告相談のこと
町税務課賦課徵收係 (TEL) 083-1922-1340
(内) 121

■ 開庁期間 二月一日(火)～三月十五日(火)
■ 休日開庁日 二月二十一日(日)、二十七日(日)

※この二日間以外の土・日・祝日は閉庁

■ 相談時間 午前九時から午後五時まで

■ 場所 中市コミュニティホール一階 (JR山口駅より徒歩十分、山口商店街内)

※この期間中、申告会場は山口税務署ではありませんので、ご注意ください。

■ 問い合わせ 山口税務署 (TEL) 083-922-1340

0 または税務相談室山口

分室 (TEL) 083-922-1340

申告相談日程

月	日	曜日	午前 (9時～11時)	午後 (1時～3時)	会場
2	14	月	還付申告相談		町役場第2・3会議室
	15	火	還付申告相談		
	16	水	小古郷東・前山	小古郷西・小山	
	17	木	小古郷南	西祝	
	18	金	南祝	北祝・恵比須	
	19	土			
	20	日			
	21	月	築地・東・繩田北	繩田南・中村	
	22	火	西条・寺河内	浜	
	23	水	税務署相談日		
	24	木	二の宮・砂郷一	砂郷二・砂郷三	
	25	金	砂郷四	飛石東・飛石中	
	26	土			
	27	日			
	28	月	飛石北・飛石西	沖の原	
3	1	火	指定日が無理な人		町役場第2・3会議室
	2	水	岩倉西	岩倉前	
	3	木	岩倉西前	岩倉辻	
	4	金	岩倉上	旦東・旦西	
	5	土			
	6	日			
	7	月	旦門松	旦北	
	8	火	岡	浜表	
	9	水	井関	赤迫	
	10	木	野口	杖川・源河	
	11	金	向井関	河内	
	12	土			
	13	日			
	14	月	引野仙在・青畑		
	15	火	指定日が無理な人		

2月20日、27日の日曜日に山口税務署において確定申告を受け付けます。なお、申告会場は、山口市の中市コミュニティホールとなります。(詳細は下に掲載)

今年もNacで
確定申告

山口税務署では、平成十六年分所得税確定申告の窓口での相談と申告書の受付が、今

年も申告会場を中市コミュニティホール(通称・Nac)に移して行われます。

また期間中に二日間だけ休日も開庁されます。

月十五日(火)

祝日は閉庁

■ 開庁期間 二月一日(火)～三月十五日(火)

■ 休日開庁日 二月二十一日(日)、二十七日(日)

※この二日間以外の土・日・祝日は閉庁

■ 相談時間 午前九時から午後五時まで

■ 場所 中市コミュニティホール一階 (JR山口駅より徒歩十分、山口商店街内)

※この期間中、申告会場は山口税務署ではありませんので、ご注意ください。

■ 問い合わせ 山口税務署 (TEL) 083-922-1340

0 または税務相談室山口

分室 (TEL) 083-922-1340

2774

第2回阿知須町 人権セミナーのご案内

講師 山口赤十字病院緩和
ケア科部長 末永和之先生

問い合わせ 町生涯学習課
(Tel) 65-2022(内)301

町教育委員会では、みんな
が暮らしやすい「温かい心ふ
れあう町づくり」を目指して
人権セミナーを開催します。

日時 二月十日(木)午後二時
～三時半

対象 どなたでも(申込不
要)

宇部・阿知須公共下水道組合では、本公共下水道組合管
内において、排水設備の工事
をされる排水設備指定工事店

排水設備指定工事店の 新規募集

を募集します。

対象 次のすべての要件に
該当する事業所

①責任技術者が一人以上専属
している

②工事の施工に必要な設備と
器材がある

③県内に事業所がある

④市町村民税の滞納がない

申込方法 本公共下水道組合備え付けの申請書に、関
係書類を添えて提出。

※詳しくは、お問い合わせく
ださい。

申込期間 二月一日火(二
十八日月)
申し込み・問い合わせ 宇
部・阿知須公共下水道組合
(Tel) 65-5222

ださい。

年金相談の時間延長と 休日の相談を開始

県内の各社会保険事務所・
防府年金相談センターでは、
年金相談の時間延長と休日の
年金相談を実施いたしますの
で、お気軽に越しください。

なお、各社会保険事務所で
は、国民年金保険料の納付相
談も併せて行います。

時間延長の日(～午後七時)

【一月】二十四日(月)
二月 七日(月)、十四日(月)、
二十一日(月)

【三月】七日(月)、十四日(月)、
二十二日(火)、二十八日(月)

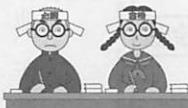
休日相談の日(午前九時半
～午後四時)

も
よ
お
し
も
の

1月

- 27(木)…健康講座(健福セ/後2時～)
- 28(金)…ひよこの会(健福セ/前10時～)
- 29(土)…ハロー・スノー・プロジェクト
(女鹿平スキーフィールド/前7時半、町公出発)
- 30(日)…中国山口駅伝大会(前10時15分頃通過予定)

2月



- 3(木)…健康相談(健福セ/前10時～)
- 9(水)…育児相談(健福セ/前9時半～)
- 10(木)…阿知須町人権セミナー(公/後2時～)

人の動き

住民登録

(平成16年12月31日現在)

人口	………	8,984人
男	………	4,194人(+4)
女	………	4,790人(+9)
世帯	………	3,159世帯(+5)

平成12年国勢調査 ●人口…8,823人 ●世帯…2,883世帯

12月の動き

(平成16年12月31日現在)

出生	………	7人
死亡	………	6人
転入	………	36人
転出	………	24人
前月との差引	………	+13人

平成12年国勢調査 ●人口…8,823人 ●世帯…2,883世帯

事務所 (Tel) 33-7111
問い合わせ 宇部社会保険

2月のごみ収集日

可燃ごみ(町内全域)月・水・金

2	4	7	9	14
16	18	21	23	25
28				

資源・不燃ごみ(町内全域)

プラスチック製容器包装類 (毎週火曜日)

1	8	15
22		

焼却灰・ビン類
(第1・3木曜日)

1	8	15
22		

紙製容器包装類 (第2・4火曜日)

8	22

雑誌・段ボール・新聞紙は、第2火曜日
アルミ・スチール缶、その他
(第2・4木曜日)

3	17

10	24

※ペットボトルは、第4木曜日

ごみを出す時間

前日午後5時～当日午前7時半

清掃センターへのごみの直接持ち込み

毎週月～金曜日(祝祭日は休み)

午前7時半～正午

午後1時～2時

問い合わせ

町生活環境課(Tel) 65-4111(内)132

町清掃センター(Tel) 65-4953